

6-5 活用のための整備計画

(1) 動線計画・園路整備

近年の来訪者の増加に伴い、現在でも史跡内の見学路が損傷した事例も報告されている。そこで、史跡の保護を前提としつつ、来訪者の史跡への理解に資するよう、かつての城内路を復元したうえで動線の設定や園路整備を行う。本計画の基本方針及び動線計画は以下のとおりとする（第6-17図）。

1) 全体動線

【見学基本ルートの設定】

- ・見学基本ルートは、絵図（第1-4図）に描かれた江戸時代初期の城郭範囲を巡る構成とする。ルートの順序は、かつての城内路を踏襲し、西大手である三ノ丸多目的広場を起点に、二ノ丸 → 本丸 → 伝天守台 → 大空堀 → 西外堀 → 三ノ丸多目的広場とする。
- ・発掘調査によって本丸1号虎口及び2号虎口の道幅が約1.8mであったことが確認されていることから、園路の標準幅員も1.8mとする。

【見学応用ルートの設定】

- ・より詳しい探索を望む来訪者のために、見学基本ルートに加え、北曲輪や清水曲輪を含む見学応用ルートを設定する。
- ・見学応用ルートは史跡外の関連施設（例：本法寺）も訪問できる動線とする。なお、清水曲輪については東外堀の既存道路からも見学可能とする整備を行う。

2) 伝天守台園路の整備

- ・急傾斜の土塁上に設置される園路や手すりは、遺構保護と来訪者の安全を両立させる工法を採用する。現在は擬木階段が設置されているが、これによるき損範囲を大きく超えないよう留意する。
- ・階段の設置時には排水対策を併せて実施し、安全性を確保する。

3) その他曲輪内の園路整備

- ・曲輪内は自由動線を原則としつつ、見学基本ルートには第6-18図に例示した園路舗装などから最適な方法を選定して当時の動線を明示する。なお、設計にあたり例示の方法より好ましい方法があった際には、柔軟に対応する。
- ・既存の管理用道路も引き続き活用するが、土塁や堀との交差する地点には特に工夫を払いつつ、車いす等の利用者でも本丸神社地までアクセスできるよう整備する。ただし、整備の進捗に合わせて、三ノ丸を縦断する管理用道路は撤去を検討する。
- ・見学ルートと管理用道路とは舗装方法に差異を設けて区別する。交差する箇所については、車両の通行により、舗装等が傷まないよう工夫する。

4) 整備の段階的实施

【第1期整備工事】

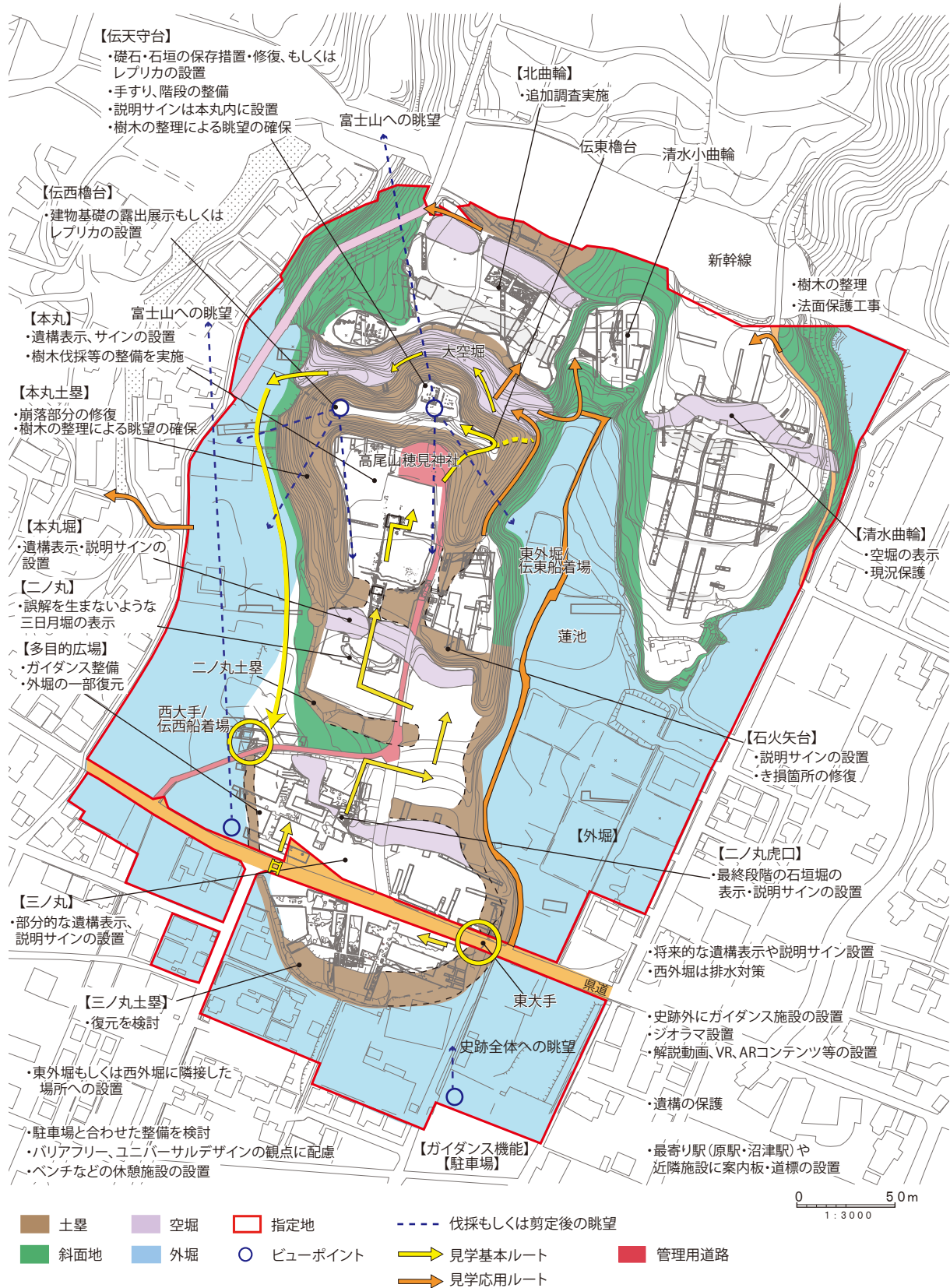
既存動線を活用し、神社地東側を起点として神社地以北の見学基本ルート（伝天守台周辺の園路及び大空堀を見学した後、西外堀から西大手へ戻る園路）を整備する。

【第2期整備工事】

見学起点を三ノ丸駐車場とし、二ノ丸虎口 → 本丸虎口 → 本丸2号虎口 という二ノ丸以北の本来の城内路を踏襲した見学ルートを整備し、第1期で整備する園路に繋げ、見学基本ルートを開通させる。

【第3期整備工事以降】

見学応用ルートに位置する北曲輪や清水曲輪への園路を整備する。加えて、東外堀から清水小曲輪へ至る園路の設置も実施する。



第 6-17 図 動線及び主な整備の計画（保存活用計画に追記）



特別史跡三内丸山遺跡 土系舗装
青森県青森市



史跡大塚歳勝土遺跡 視覚障害者及び
車イス利用者に配慮した園路
神奈川県横浜市



史跡日高遺跡 樹脂系砂利舗装
群馬県高崎市



史跡小倉城跡 ウッドチップ舗装
埼玉県ときがわ町



国宝姫路城 遺構保護のための
設置階段 兵庫県姫路市



史跡金山城跡 天然木階段
群馬県太田市



龍角寺古墳群 天然木階段
千葉県栄町



今帰仁城跡 置き基礎階段
沖縄県今帰仁村
園路設置事例



今帰仁城跡 置き基礎階段（基礎部）
沖縄県今帰仁村



特別史跡百濟寺跡 コンクリート舗装
及び表面土色薄層舗装ウッドチップ
大阪府枚方市



特別史跡百濟寺跡 緑化ブロック舗装
大阪府枚方市



史跡大友氏館跡 洗い出しポーラスコ
ンクリート舗装と土系舗装
大分県大分市

管理車両用通路事例

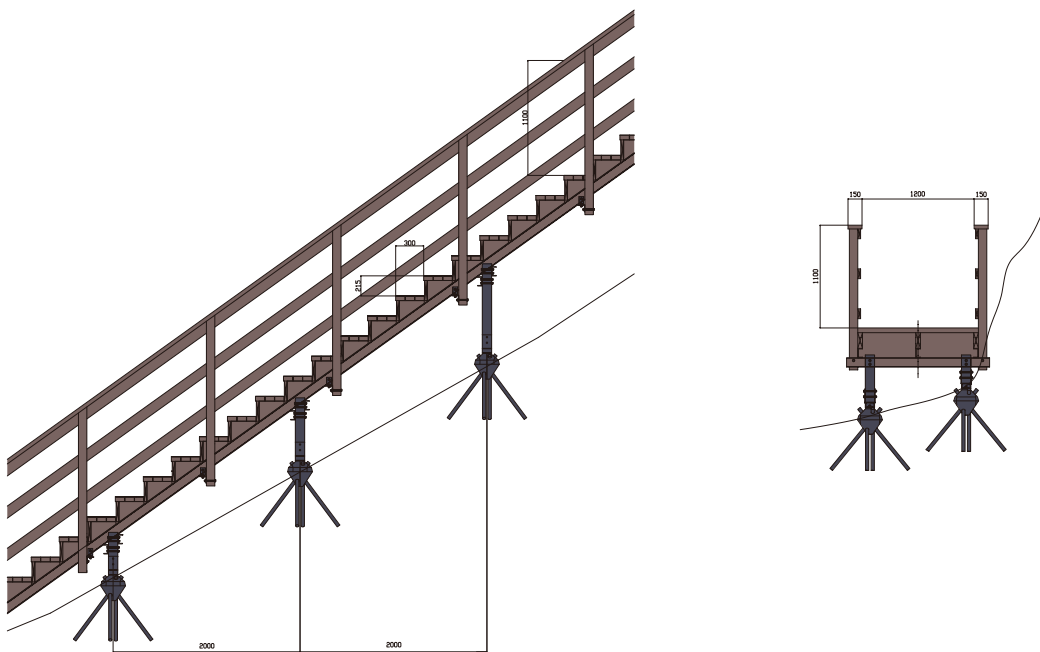
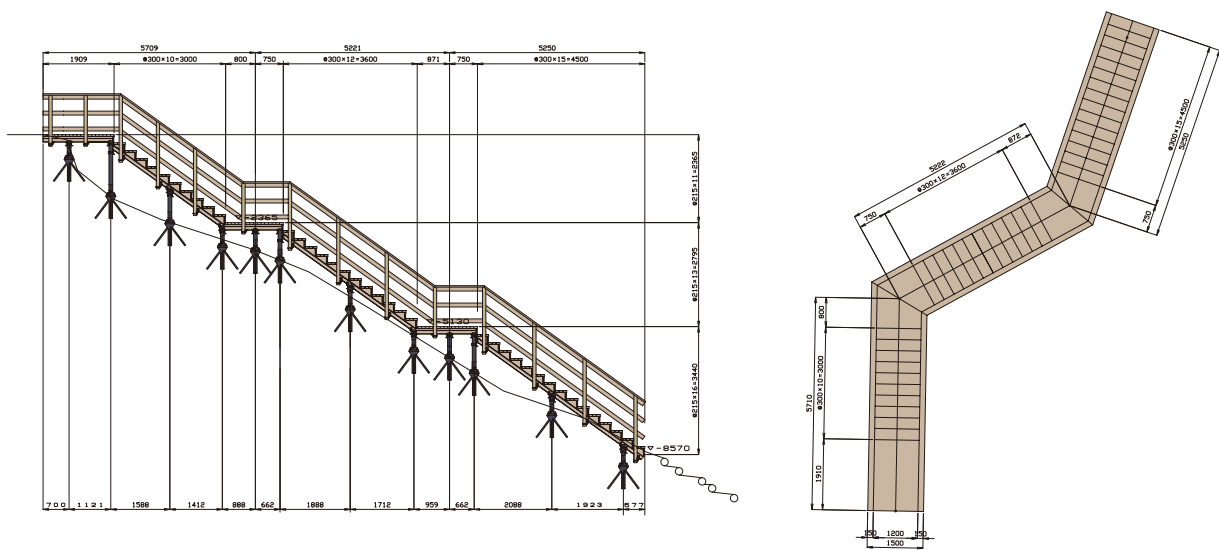
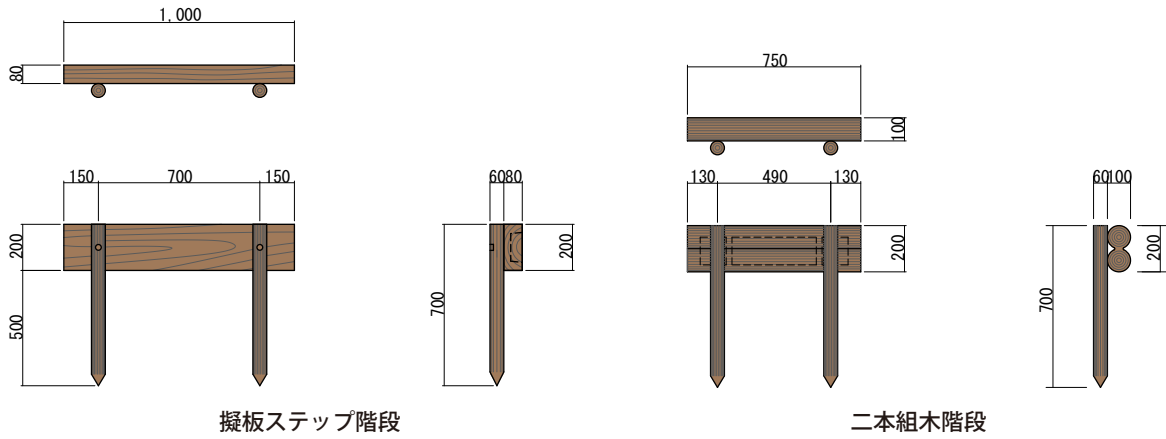
■土系舗装「①神社地から伝天守台までのルート」「②二ノ丸以北から神社までの本来の登城ルート」

	真砂土舗装（締固め型・硬化剤混入型）	樹脂固化型土系舗装	スラグ系土系舗装
概要	<ul style="list-style-type: none"> 真砂土を転圧で締固めて仕上げる舗装や、真砂土にセメントや石灰を混合し固化させる改良土舗装。 安価だが転圧のみだと、雨に弱く陥没やぬかるみが発生する。 セメントや石灰を加えた改良土舗装は、一定の透水性を確保しつつ、耐水性や耐久性が向上する。 路盤に碎石を敷かず、現況土を転圧し基面をつくり施工も可能（耐久性は低下）。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然土（真砂土など）＋樹脂バインダー（アクリル・ウレタンなど）を用いて、樹脂が反応して固化（架橋反応）し、砂を固める。 表面の流出や粉塵が少ない。骨材や真砂土の隙間を保持するため、透水性が高く雨水を浸透させる。 樹脂による表面の光沢感や硬化後の均一な質感が出る場合があり、真砂土舗装と比べるとやや人工的な印象を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> 高炉スラグなどの産業副産物を再利用し、自然土、顔料や固化剤を混合した骨材を用いて仕上げる。スラグ骨材の多孔質な形状により、真夏の直射日光下でも照り返しが比較的緩和される。 色調は比較的均一で、自然な色むらや柔らかな印象は出にくい。真砂土舗装に比べて自然環境への視覚的ななじみはやや劣る。
イメージ			
標準断面図			
色彩	<p>※真砂土（茶系）が基本色となる。 株式会社 YBK 工業：https://www.ybk-jp.com</p>	<p>※地域ごとに用いる砂が変わるため、色調は材料により異なる。 株式会社佐藤渡辺：https://watanobesato.co.jp</p>	<p>※粒度調整した真砂土と高炉スラグを組み合わせた骨材を使用 三和グラウンド株式会社：https://sanwagr.co.jp</p>
維持管理・耐久性	<ul style="list-style-type: none"> 雑草防止・ぬかるみ抑制には定期補修（補充や再転圧）が必要。 歩行や雨水流で微細な粒子が流出し、舗装厚が減少する。 通常5～10年は大きな補修不要。 一定の性能を保有するが、耐久性の観点で劣る。 	<ul style="list-style-type: none"> 経年により、ぬれた砂色から乾燥した砂色へ変わり、浮き砂が生じる。トップコート等のメンテナンスが必要。紫外線による経年劣化がある。 5～10年程度の耐用が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 骨材の空隙に砂、ゴミなどが詰まる可能性がある。歩行者用園路として利用する場合は8～12年の耐用が期待されるが、表面剥離等発生する場合もあり。
施工性	<ul style="list-style-type: none"> 散水とローラー転圧により低コストで施工可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 小型の機械や工具で施工可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 小型の機械や工具で施工可能。雨天時は施工不可。

■コンクリート・アスファルト舗装「③管理用道路」

	コンクリート舗装洗出し仕上げ	アスファルト舗装	アスファルト舗装 カラー薄層	カラーアスファルト舗装
概要	<ul style="list-style-type: none"> 路盤の上にコンクリートを施工した舗装で表面に洗出し仕上げを行う舗装。 	<ul style="list-style-type: none"> 骨材とアスファルトを加熱混合した混合物を敷き均し転圧する舗装。 	<ul style="list-style-type: none"> アスファルト舗装の施工後に薄層舗装材を吹き付ける舗装。 	<ul style="list-style-type: none"> 脱色アスファルトに天然小砂粒や碎石と砂を主骨材として加熱混合した舗装。
イメージ				
標準断面図				
色彩	<p>株式会社佐藤渡辺： https://watanobesato.co.jp</p>		<p>※低彩度/低明度の色見本を示す。 東亜道路工業株式会社： https://www.toadoro.co.jp</p>	<p>※低彩度/低明度の色見本を示す。 東亜道路工業株式会社： https://www.toadoro.co.jp</p>
維持管理・耐久性	<ul style="list-style-type: none"> 使用する骨材により色彩や風合いが異なる。 耐久性は高いが、アスファルト系舗装に比べ部分的な補修が困難。耐摩耗性・耐油性・耐火性・耐熱性がある。劣化により表面剥離が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> 主に黒から灰色の一般的なアスファルト舗装の色彩。 経年的には退色していくが、補修は容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> 色の変化や部分的な剥がれは同じ材料を散布することで、補修が可能。過度な負荷が生じると薄層の劣化損傷が発生する可能性もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 補修は容易にできるが、新旧の色合いに違いができる。一般のアスファルト同様な耐久性がある。
施工性	<ul style="list-style-type: none"> 施工期間が長く、養生や打設管理が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な舗装であり、施工性は容易。 	<ul style="list-style-type: none"> 薄層舗装材の吹き付け時に気温や天候に左右される。特殊な機械は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的なアスファルト舗装と同等である。

第6-18図 園路舗装例



遺構のき損を抑えるピンファンデーション階段

第6-19図 伝天守台園路舗装例及び標準図

(2) サイン等設置

来訪者の快適で安全な見学を支援し、史跡の魅力を効果的に伝えるため、以下の方針に基づきサイン等を設置する。

1) サインの設置方針

- ・設置の際は、地下遺構等にき損が生じないように配慮した基礎とする。
- ・サインデザインは史跡にふさわしく、周囲の景観と調和させるものとする。またユニバーサルデザインに配慮し、読みやすいフォントや多言語表記を採用する。
- ・サインは必要かつ最小限で設置し、より詳細な情報はパンフレットやインターネットを用いて提供する。
- ・遺構表示は原則的に城郭の最終段階（江戸時代初期）に基づいて表示するため、戦国期以前の遺構については解説サインで補足する。

2) サイン設置計画の詳細

【標識】

- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に従い、石造の標識に史跡及び名称、文部科学省と沼津市の文字、指定年月日、建設年月日を刻む。

【総合案内板】

- ・ガイダンス機能を備えた多目的広場（三ノ丸西側周辺）において、興国寺城跡全体や周辺文化財の案内、史跡内での注意事項等を記した総合案内板を設置する。
- ・総合案内板は、多目的広場の他、三ノ丸東大手もしくは駐車場にも設置する。

【解説サイン】

- ・現状では解説サインは神社地周辺にしか設置されておらず、各曲輪に名称表示がない状態であるため、第1期整備工事で全体動線を考慮した解説サインを設置する。
- ・現在、第2期以降の遺構確認調査が完了しておらず、地下の状態が不明な地点もあるため、将来的に移動が可能であり掘削を伴わない据置型を基本形とする。
- ・据置型が設置できない場合は、安全柵などに付属させる形で設置し、遺構保護に配慮する。

【眺望サイン】

- ・眺望サインは伝天守台周辺に設置を検討する。ただし伝西櫓台は面積が狭いため、安全性に配慮したデザインとする。

【誘導サイン】

- ・動線の分岐点に誘導サインを設置し、主要曲輪や便益施設への行先を案内する。

【駐車場案内サイン】

- ・駐車場は県道の南側に設置する予定であり、静岡県と協議の上、県道に駐車場への案内を示すサインを設置する。

【注意喚起サイン】

- ・総合案内板で全体的な注意事項やマナーを案内したうえで、その他必要箇所には最小限の注意喚起サインを設置する。

【既存サインの見直し】

- ・現在設置されているサイン内容を検討し、更新もしくは撤去を実施する。

第6-6表 種類別案内・解説施設の内容

種別	機能	表示内容	設置位置
標識	史跡名称、文部科学省・沼津市の文字、指定年月日、建設年月日を表示する。	・名称、文部科学省・沼津市の文字、指定年月日、建設年月日	動線計画上のエントランスとなる見学の起点
史跡総合説明板	史跡全体の概要や歴史的価値等を集約して案内する。	・位置図 ・史跡の概要	動線計画上のエントランスとなる見学の起点
総合案内板	広域地図や周辺文化財等の施設情報、史跡内での禁止事項、マナーなどを案内する。	・周辺文化財案内 ・史跡利用の注意点	動線計画上のエントランスとなる見学の起点
解説サイン	各曲輪や検出遺構について、名称に添えて解説文や図・写真を用いて解説案内する。	・遺構の名称 ・遺構の解説（解説文・図） ・復元イラスト ・解説動画やAR/VR等の二次元バーコード	解説すべき特徴的な遺構の前面
眺望サイン	解説文や図を用いて立地特性を案内する。	・視対象の名称と方向、パノラマ写真等	立地特性がわかるビューポイント
誘導サイン	史跡内の動線の分岐点に設置し、主要曲輪、便益施設等に案内誘導する。また史跡外の諸施設への案内誘導する。	・見学方向 ・距離 ・時間	見学動線の分岐点
注意喚起サイン	史跡全体の利用に関わる注意喚起情報は、総合案内板等に集約するが、来訪者の安全にかかわる注意喚起サインは、状況に応じて設置する。	・利用上、管理上の注意喚起に関する情報	安全な見学をするに当たり注意が必要な地点
その他	その他史跡の本質的価値に関わらないものの、特徴的な動植物や整備経過の進捗等について、個別に検討したうえで、設置する。	・動植物に関する看板等 ・整備経過	各所



国宝松本城 標識 長野県松本市



世界遺産旧富岡製糸場 標識



史跡竹田城跡 標識

兵庫県朝来市

群馬県富岡市
サイン等事例



史跡金山城跡 総合案内板
群馬県 太田市



史跡北条氏館跡 総合案内板
伊豆の国市



史跡横地城跡 総合案内板
菊川市



史跡賤機山古墳 総合案内板
静岡市



史跡湯築城跡 解説サイン
愛媛県松山市



史跡保渡田八幡塚古墳
解説サイン 群馬県高崎市



史跡金山城跡 解説サイン
群馬県太田市



史跡高天神城跡 名称解説サイン
掛川市



史跡諏訪原城跡 解説サイン
島田市



史跡長浜城跡
解説サイン (据置型) 沼津市



史跡長浜城跡
解説サイン (柱設置型) 沼津市



史跡長浜城跡
眺望サイン 沼津市



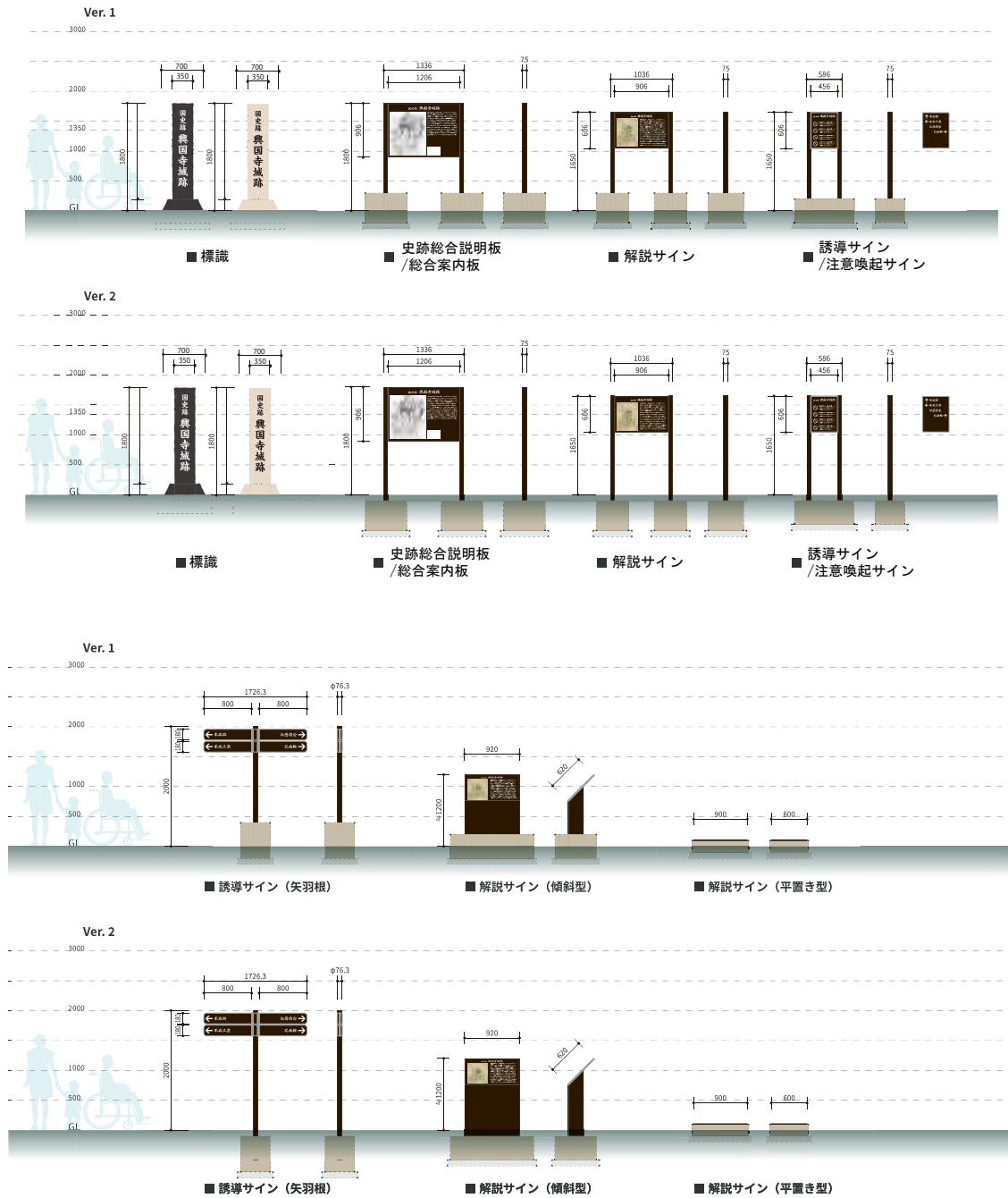
史跡高天神城跡
眺望サイン 掛川市



史跡諏訪原城跡
道標サイン 島田市



史跡長浜城跡
道標サイン 沼津市



第 6-21 図 代表的なサイン等標準図面

(3) 遺構表示

遺構の表示は、地上遺構と地下遺構に分類し、それぞれの特性に応じた整備方針を設定する。

1) 地上遺構の遺構表示

【盛土の対応】

- ・災害防止を目的とした「宅地造成及び特定盛土規制法」（以下、盛土規制法）及び「宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例」、生活環境の保全を目的とした「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例」（以下、盛土環境条例）「沼津市盛土等の規制に関する条例」に基づき、面積500m²以上、高さ1m以上の盛土には規制が適用される可能性があるため、関係各所との調整の上、これを考慮した整備を行う。

【縄張りの可視化】

- ・『日本城郭史資料』（第6-16図）には、伝天守台と本丸の比高差：約11m、本丸土塁の高さ：4.0m、三ノ丸土塁の高さ：4.56mと記されている。本資料を基に立体的な土塁復元を目指すのが、現代の安全性を考慮し、平面表示もしくは高さ制限も視野に入れながら、復元整備を行う。

【土塁断面の表示】

- ・断面が露出している箇所では、土塁の構築方法を示す断面パネルの設置等を検討する。

【空堀の表示】

- ・遺構の保護や来訪者の安全確保のため、空堀の覆土の掘削は大規模な調査を要さない範囲に抑え、本来の深さは解説サイン等で説明する。

2) 地下遺構の遺構表示

地下に埋蔵されている遺構は「空堀」「曲輪内の遺構」「外堀」がある。それぞれ以下の整備方針に基づき表示する。

【空堀の表示】

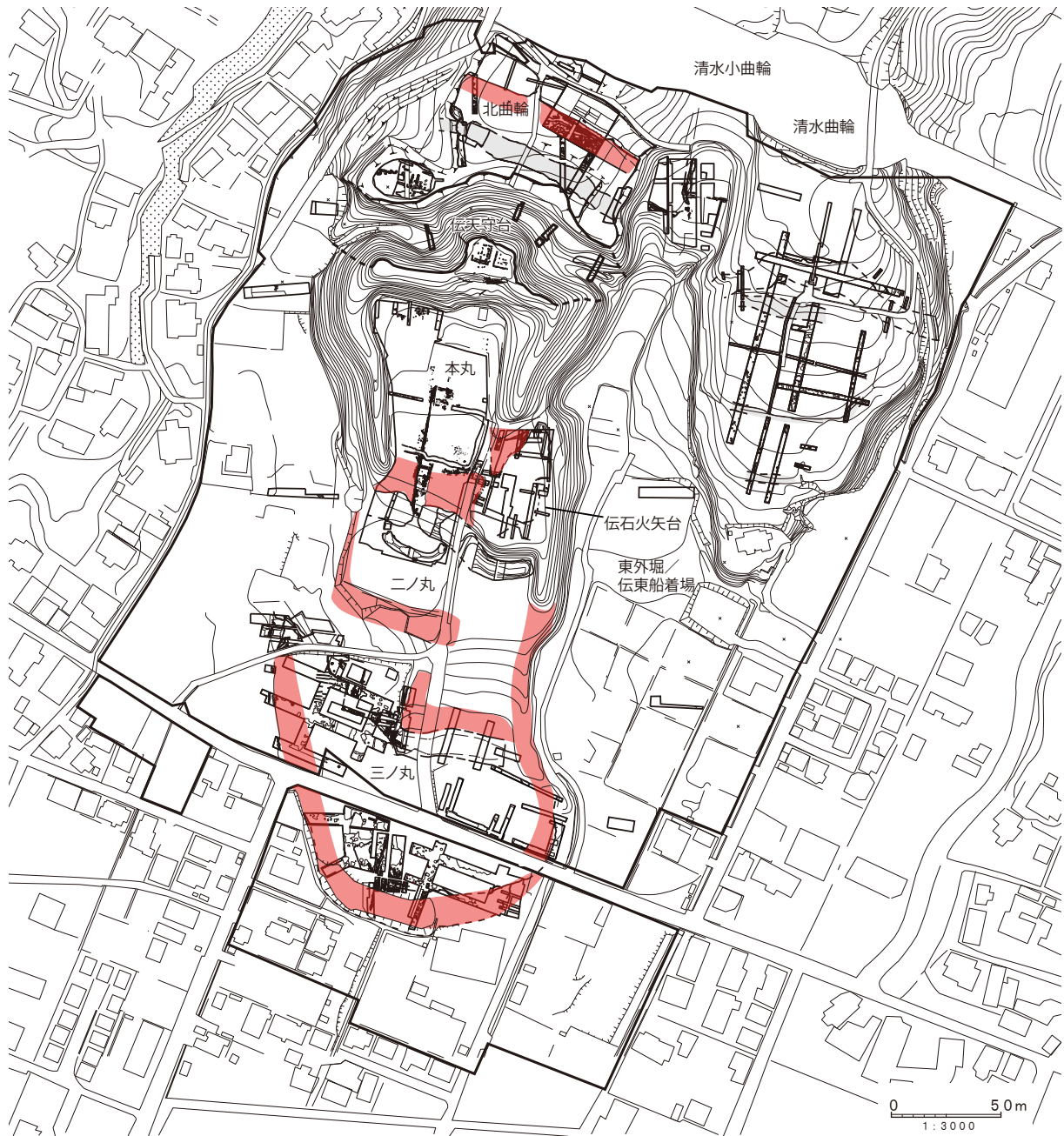
- ・地上遺構の方針と同様に、第6-4図に示した保存処置・修景を施して表示する。
- ・二ノ丸虎口の石垣堀については、露出展示を検討する。
- ・空堀の改修が行われた地点については、最終段階の姿に基づき整備し、古い段階の空堀は解説サインで説明する。

【曲輪内の遺構の表示】

- ・曲輪内の遺構は、原則、平面表示を採用し、建物等の立体復元は行わない。ただし地下に埋没している遺構のうち、実物を展示できるものに限っては、保存を第一としつつ、露出展示を検討する。
- ・立体的な表示については、専門家監修の復元イラストやデジタルツール（AR/VR）を用いる。
- ・本丸内未調査地点については、調査を継続し、遺構の状態把握を進めた上で表示内容を検討する。この際、曲輪内の全面的な復元ではなく、遺構の状態が判明した箇所に限定して整備する。
- ・これまでの本丸内の調査により、現況面に一定の傾斜や階段の存在が確認されている。このため、神社地や管理用道路との関係性を整理したうえで、曲輪内の高低差を可能な限り再現する。
- ・三ノ丸の遺構については、様々な時期の遺構が重複していることから、復元することで、見学者に誤解を招く可能性があるため、最終段階の土塁や外堀を除いて、復元的な表示を行わず、デジタルツール（AR/VR）や写真展示を中心とする。

【外堀の復元】

- ・外堀は全面的な復元ではなく、三ノ丸の多目的広場周辺に限定して復元を目指す。その他の地点では、外堀とわかるよう輪郭表示や解説サイン等を用いて説明を行う。



第 6-22 図 盛土予定範囲図



二ノ丸土塁現況



三ノ丸土塁現況

災害の防止

盛土規制法による規制の対象
 (史跡全域が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域に該当)

【宅地造成・特定盛土等】

- ①盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの
- ②切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①②を除く)
- ④盛土で高さが2 m超となるもの (①③を除く)
- ⑤盛土又は切土とする土地の面積が500 m²超となるもの (①②③④を除く)

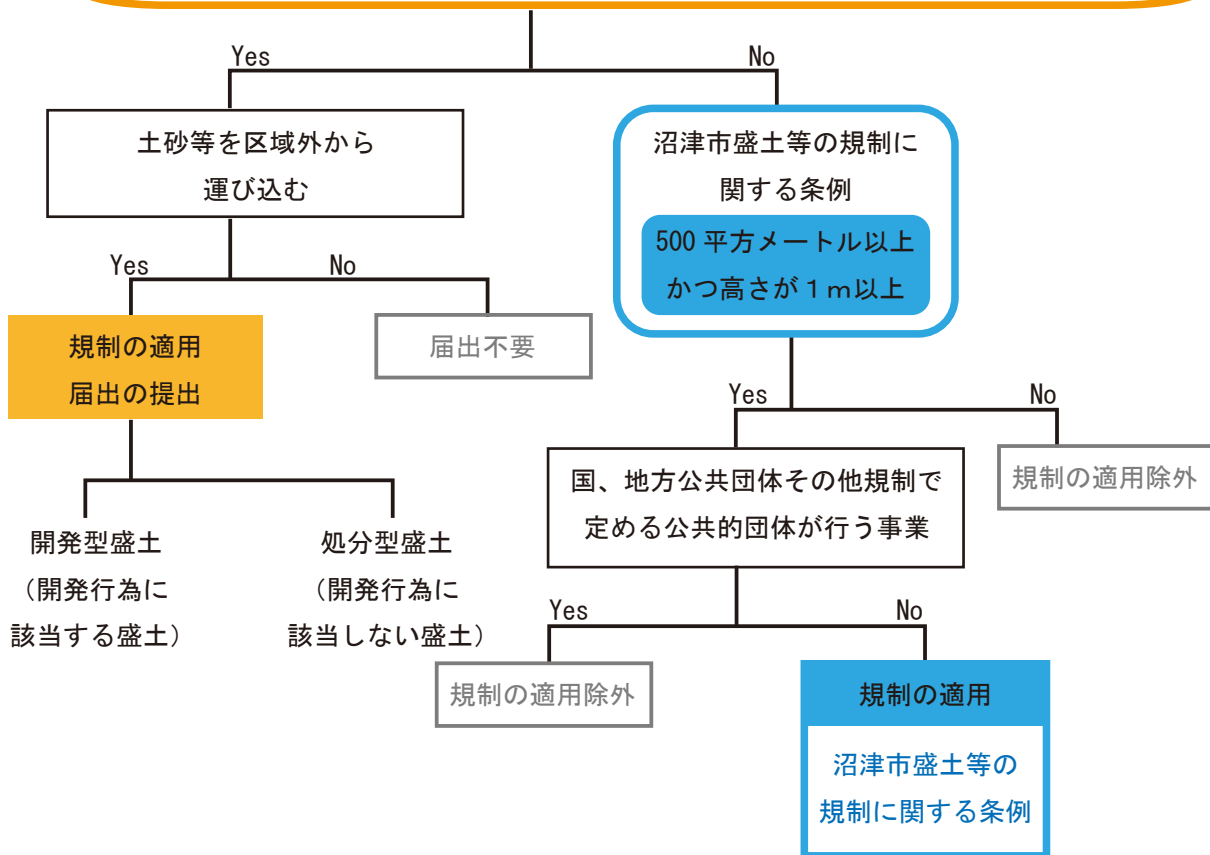
【土石の堆積】

- ⑥最大時に堆積する高さが2 m超となるもの (許可等の対象は面積が300 m²超のもの)
- ⑦最大時に堆積する面積が500 m²超となるもの (⑥を除く)

生活環境の保全

盛土環境条例による規制

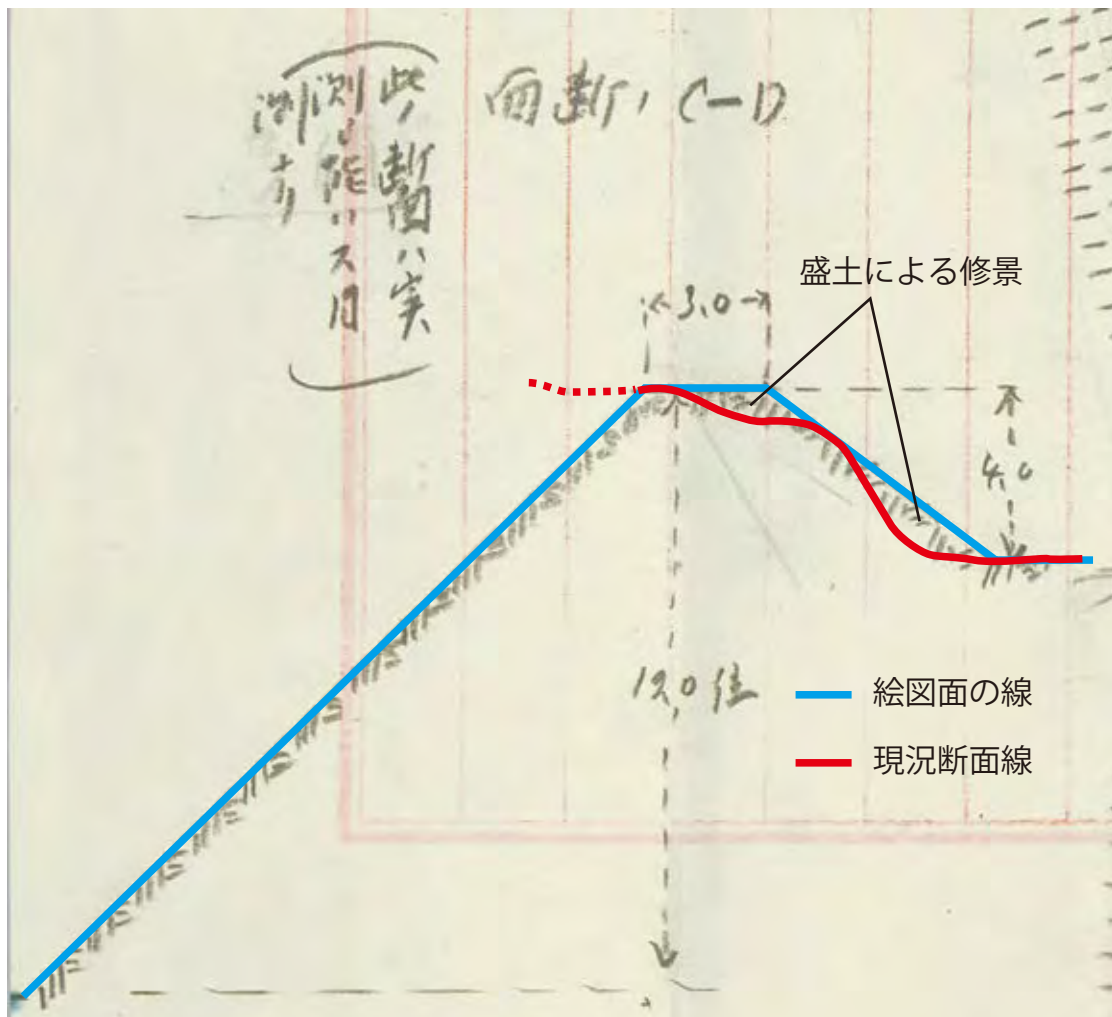
- ①面積が1,000 m²以上の盛土、土石の堆積・埋め立て



第 6-23 図 土壘盛土に関する法令・条例に基づく整備フロー



第6-24図 本丸土塁現況断面



第6-25図 『日本城郭史資料』と現況A断面との重ね図



本丸1号虎口礎石門跡

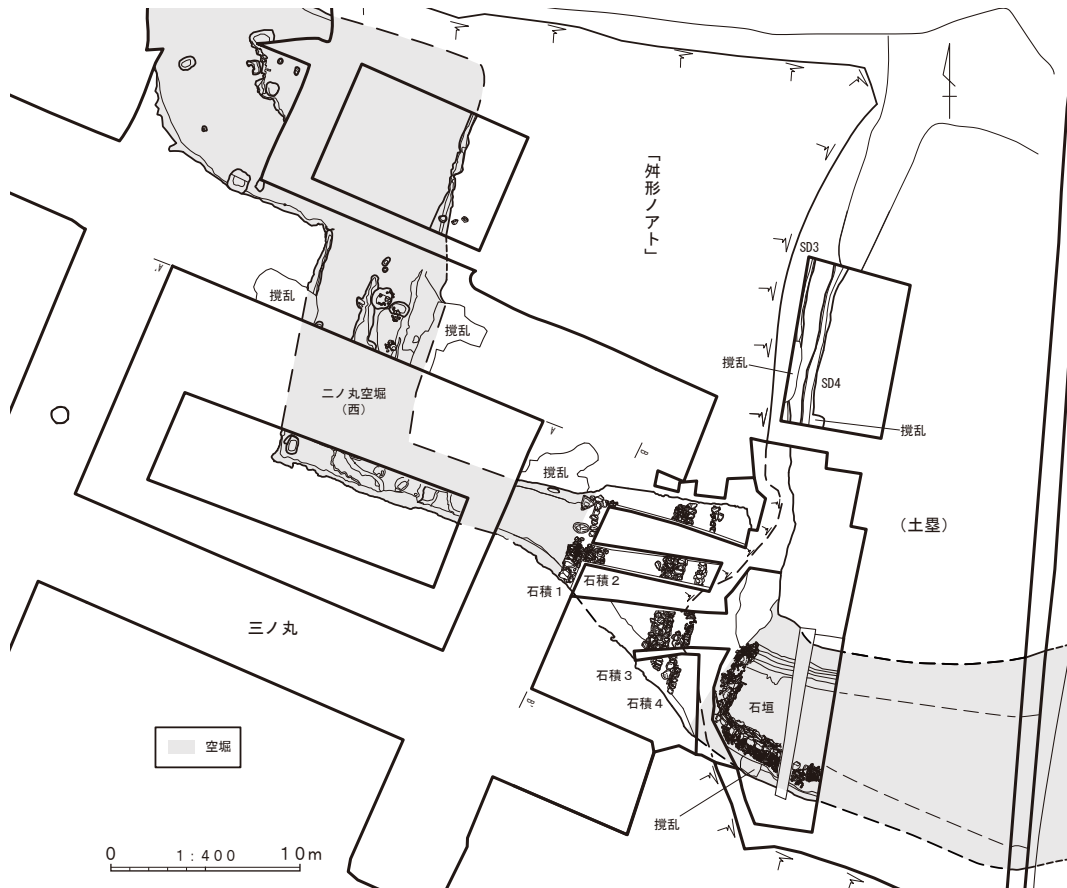


本丸石組水路



特別史跡石舞台古墳排水遺構を利用した石積側溝
奈良県明日香村

第6-26図 本丸1号虎口周辺平面図・写真・整備類例



二ノ丸虎口全景



二ノ丸虎口土橋東面 (北から)



二ノ丸虎口土橋西面 (南から)

第 6-27 図 二ノ丸虎口周辺平面図・写真

(4) 植栽計画

城跡の景観に配慮しつつ、歴史的な価値や安全性、管理の利便性を考慮した植栽の方針を設定する。

【危険木の伐採】

- ・防災計画に基づき、遺構上や見学ルートにある危険木を伐採・剪定を進める。
- ・一度に広範囲での伐採は崩落を招く危険性があるため、経過を観察しながら段階的に実施する。

【ビューポイントの確保】

- ・史跡の価値の理解に資する眺望を確保するため、眺望を阻害する樹木には伐採や枝打ちを行う。

【曲輪内の整備】

- ・二ノ丸以北の曲輪内の地面は、原則として芝生を敷設する。三ノ丸は多目的広場の整備と合わせて検討する。
- ・伝天守台や土塁の天端、空堀では、転落防止策としてロープ柵を基本とするが、必要箇所には植栽を活用する。

【史跡と関連のない植栽の撤去】

- ・史跡に関連性のない植栽は、既存樹種と調和を図りながら撤去を進める。
- ・市民に親しまれているサクラ（ソメイヨシノ）等は、短期的には現状を維持するが、新たに植栽は行わず、中長期的な計画の中で取扱いを検討する。

【植生の復元】

- ・文献や絵図資料に記載されている「竹」や「蓮池」等の植物は、適切な調査を行ったうえで、城郭の景観復元に寄与する形で植栽を検討する。

【神社地内の樹木管理】

- ・神社地内には老木も存在するため、所有者と協議し、神社地の景観を維持しながら城郭復元にも寄与する管理方法を採用する。

【新たな植栽の調和】

- ・新たに整備する箇所では、既存樹種や史跡景観と調和する樹種や植樹位置を十分検討したうえで、植栽を行う。



史跡柳之御所 岩手県平泉町



史跡銚子塚古墳 山梨県甲府市



史跡山中城跡 三島市

史跡内の植栽事例

(5) 管理施設・便益施設

史跡公開と活用を目的とし、必要最小限の管理施設・便益施設の配置方針は以下のとおりである。

【トイレ】

- ・原則として史跡外の駐車場予定地にユニバーサルデザイン対応のトイレを設置する。ただし、史跡が広大であることから、安全性や遺構保護を優先したうえで、必要最小限の規模で史跡内にも設置を検討する。その際、遺構保存に課題がある場合は、バイオトイレの設置も検討する。
- ・神社地内の既設トイレは、史跡内に新設された場合、所有者と協議し撤去を検討する。

【水飲み / 手洗い設備】

- ・駐車場や三ノ丸の多目的広場に設置を検討する。

【休憩施設（四阿、ベンチ等）】

- ・史跡内に設置する場合、景観に配慮し、復元建物と誤解されないよう、史跡や遺構を阻害しない位置を選定する。
- ・設置箇所は、ビューポイントや三ノ丸の多目的広場を候補とする。

【安全柵・手すり】

- ・来訪者の転落防止に原則ロープ柵を用いる。使用材料は、景観に調和するものを選定する。
- ・急傾斜の伝天守台では手すりを設置するが、遺構保存に配慮し、保護盛土内に基礎を留めるなど、土塁に直接打ち込まない構造を採用する。
- ・復元遺構への立入り防止には植栽と柵を併用する。

【管理用柵（立ち入り防止柵）】

- ・湿地や危険箇所への進入を防止する柵を設置する。デザインは景観に配慮したものとする。
- ・管理用道路の入口には車止めを設置し、車両の進入を防止する。



史跡岩櫃城跡
群馬県東吾妻町



史跡甲府城跡
山梨県甲府市



史跡松本城
長野県松本市



史跡箕輪城跡
群馬県高崎市



史跡田名向原遺跡公園
神奈川県相模原市



史跡安国寺遺跡（トイレ・休憩施設）
大分県国東市

史跡への景観に配慮したトイレの事例 1



都史跡本町田遺跡
(トイレ・休憩施設・展示施設)
東京都町田市



史跡柳瀬二子塚古墳
(トイレ・ガイダンス施設)
群馬県安中市



史跡長浜城跡
(トイレ・ガイダンス施設)
沼津市

史跡への景観に配慮したトイレの事例2



史跡昼飯大塚古墳 立水柱と水飲み場
岐阜県大垣市



史跡唐古・鍵遺跡 複合型休憩施設
奈良県田原本町



史跡鉢形城跡 複合型休憩施設
埼玉県寄居町



中宿古代倉庫群跡
視点場に設置された擬木休憩施設
埼玉県深谷市



史跡金山城跡 四阿
群馬県太田市



史跡金山城跡 四阿
群馬県太田市



史跡唐古・鍵遺跡
災害時救助用ツール収納型ベンチ
奈良県田原本町

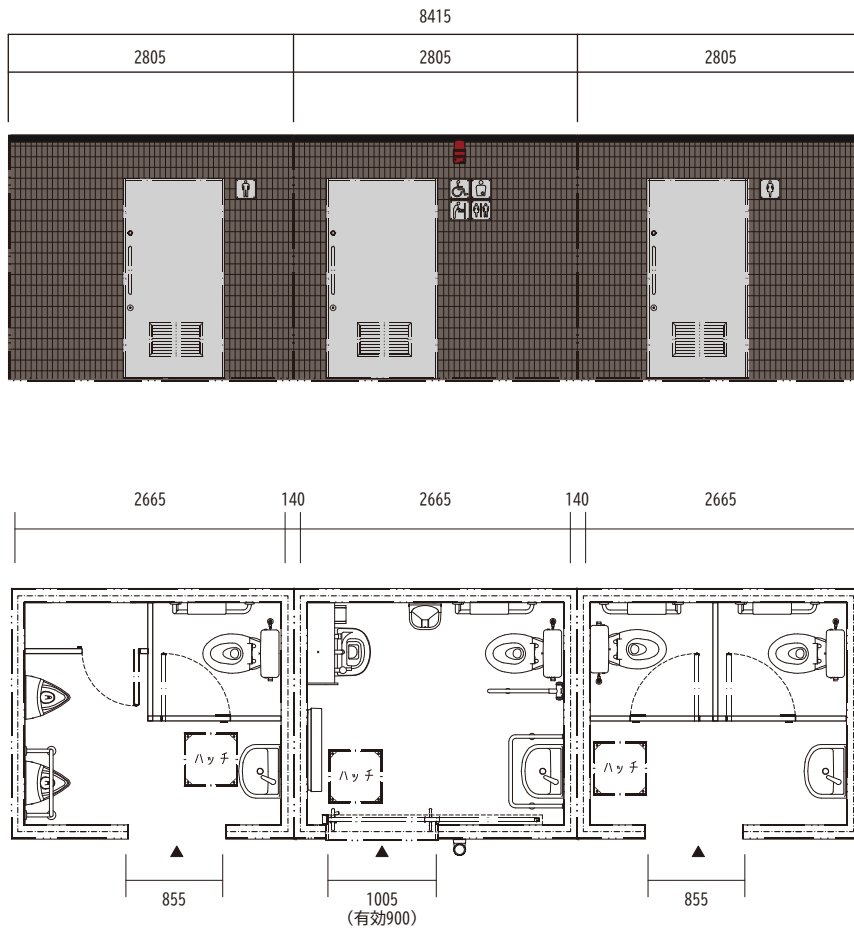


史跡甲府城跡 かまどベンチ
山梨県甲府市

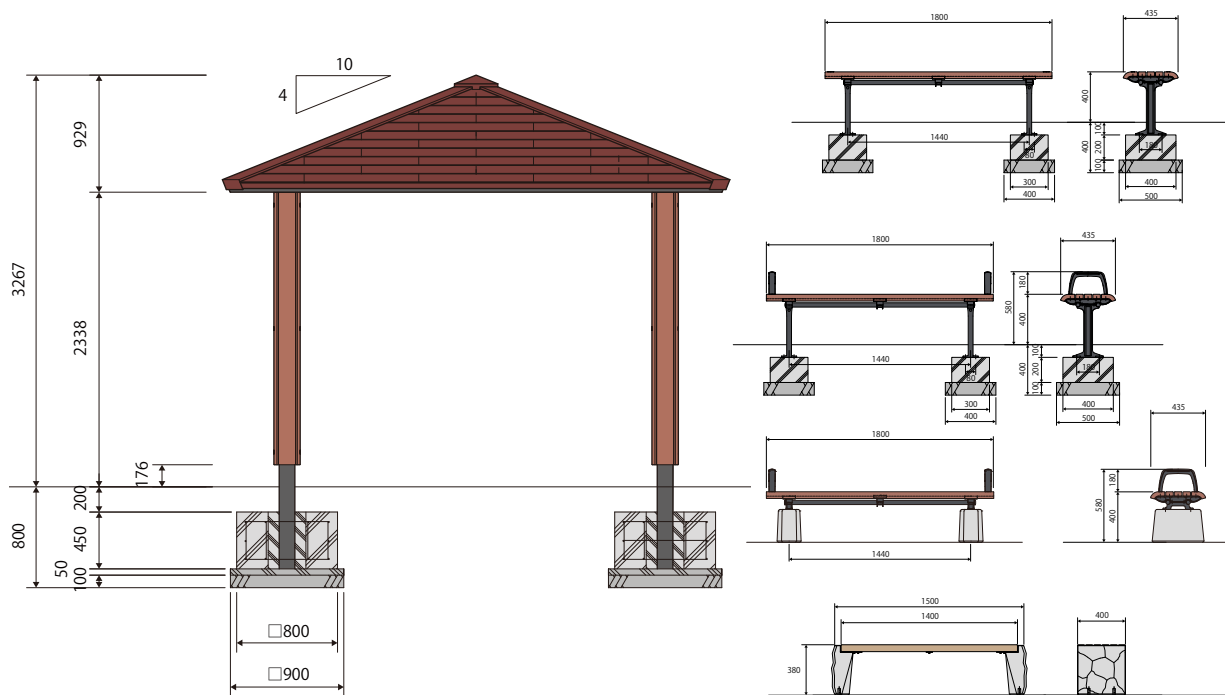


特別史跡平城宮跡 木製ベンチ
奈良県奈良市

水飲み / 手洗い設備・休憩施設の事例



第 6-28 図 ユニバーサルデザインのトイレ標準図



第 6-29 図 休憩施設（四阿・ベンチ）の標準図



都指定野毛大塚古墳
擬木間をロープでつないだ安全柵
東京都世田谷区



史跡名勝常栄寺庭園
ロープ柵（低）
山口県山口市



史跡金山城跡
擬木を使用した安全柵
群馬県太田市



史跡高梨氏館跡 天然木を利用した安全柵
長野県中野市



百済寺跡 植栽帯（ヒラドツツジ）を用いた柵
大阪府枚方市



史跡今帰仁城跡
埋め込みをしない置き基礎柵
沖縄県今帰仁村



史跡久留倍官衙跡 ネットフェンス
三重県四日市市



史跡大友氏館跡 四ツ目垣
大分県大分市



八王子城跡 四ツ目垣・植栽あり
東京都八王子市



特別史跡大坂城跡 縦格子フェンス
大阪府大阪市

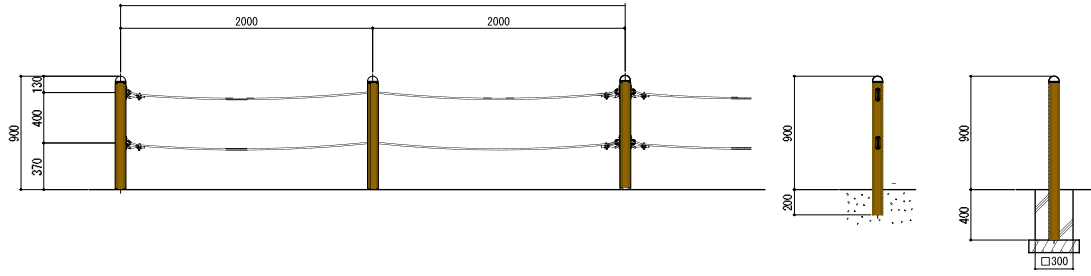


史跡安満遺跡 サイン看板付き車止め（アーチ）
大阪府高槻市

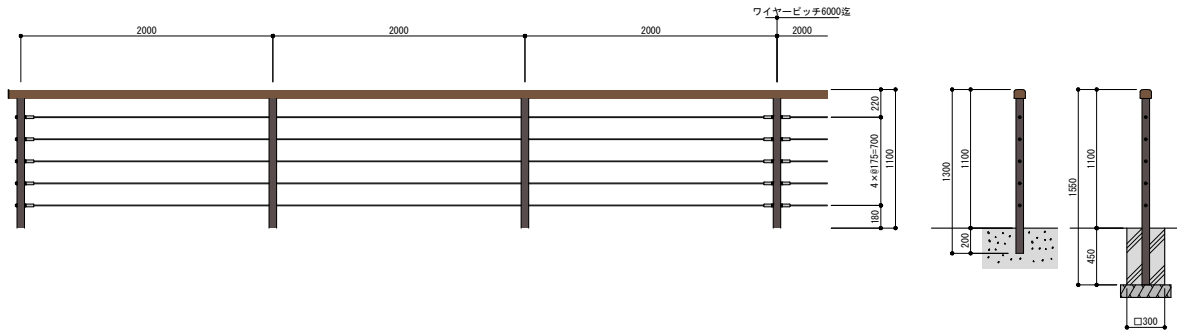


史跡安満遺跡 上下式車止め
大阪府高槻市

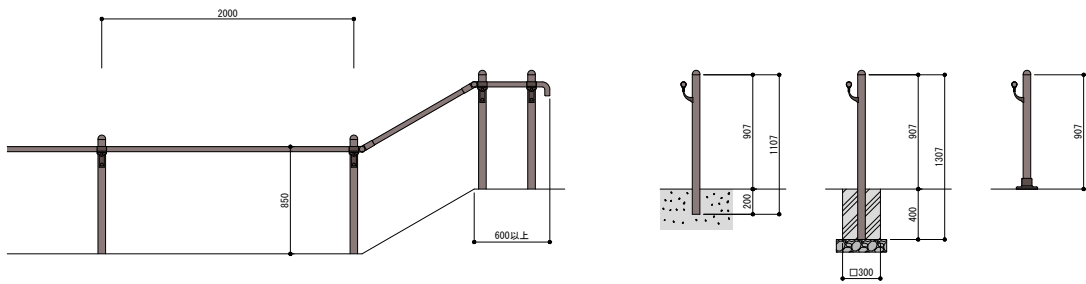
安全柵・手すり・管理用柵の事例



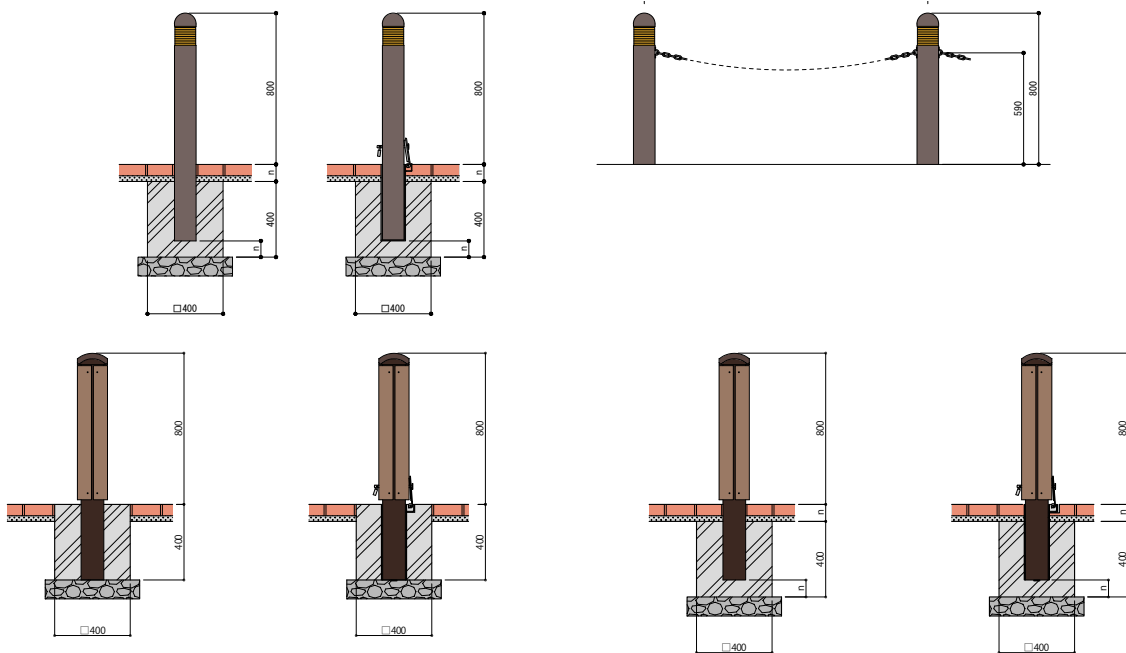
ロープ柵（再生木）



ワイヤー柵

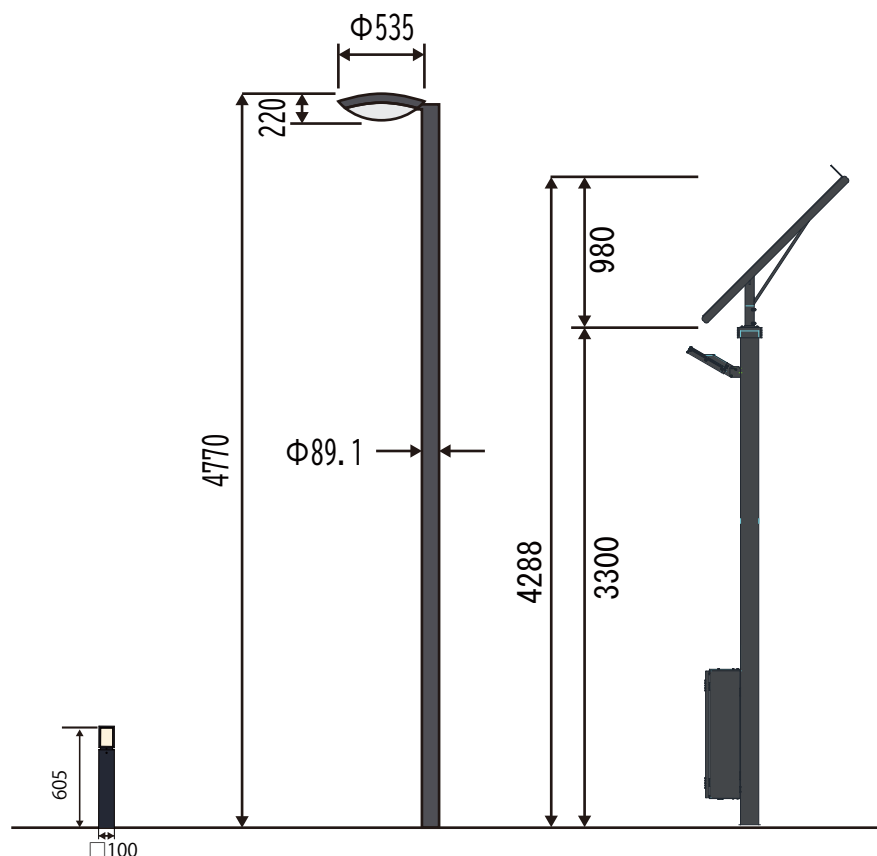


手すり



管理用柵（車止め等）

第 6-30 図 安全柵・手すり・管理用柵等の標準図



第 6-31 図 照明設備標準図

【給排水設備】

給水計画：水飲み、灌水、消火のため、必要に応じて給水管を引き込む。

排水計画：雨水排水は防災計画に基づき整備する。汚水排水管は史跡内のトイレ設置前に埋設管予定箇所を試掘確認したうえで検討する。

【電気設備、照明設備】

- ・ 神社地に設置された現行設備は継続して利用する。ただし、代替案が設計された場合、撤去も含めて検討する。
- ・ 管理用道路沿いの電柱は、景観を阻害していることから、地下埋設などを検討する。
- ・ 伝天守台周辺の通路には照明の設置を検討し、安全性を確保する。

【倉庫】

- ・ 原則として史跡指定地外に設置する。ただし掘削を伴わず景観を阻害しない小規模な管理用倉庫は史跡管理の状況を踏まえつつ、史跡内にも設置を検討する。



史跡甲府城跡 散水栓・止水弁
山梨県甲府市



史跡金山城跡 立水栓
群馬県太田市



史跡唐沢山城跡 園路脇コンクリート
側溝 栃木県佐野市



史跡小田原城跡 送水管
神奈川県小田原市



史跡八王子城跡 マンホール
東京都八王子市
給排水設備の事例



史跡八王子城跡 排水施設（暗渠）
東京都八王子市



史跡柳瀬二子塚古墳 分電盤
群馬県安中市



国宝松本城跡 分電盤
長野県松本市



史跡八幡塚古墳
説明板に併設された配電施設
群馬県高崎市



史跡久留留官衙 電気埋設管
三重県四日市市



史跡松代城跡 フットライト
長野県長野市
電気設備・照明設備の事例



史跡松江城跡 照明灯
島根県松江市

(6) 多目的広場

①全体コンセプト

- ・三ノ丸西側・西外堀において、優れた眺望を活かす多目的広場を設置する。
- ・多目的広場は、三ノ丸土塁・西外堀・西大手の復元を行ったうえで、復元された遺構越しに史跡全景を見通す眺望や愛鷹山・富士山方面への眺望を重視して整備するものとする。また眺望を活かしたイベント等を実施することができるよう、空間設計及び利用方法を検討する。
- ・第1期整備段階では多目的広場が史跡見学の始点・終点となることから、標識やガイダンス機能もあわせて設置する。

②整備検討項目

【三ノ丸土塁・西外堀・西大手の復元整備】

- ・現在三ノ丸土塁は県道によって分断されているが、県道を挟んで同等の整備を行うことで、土塁が本来県道をまたいで存在していたことを示す。
- ・三ノ丸土塁は県道との離隔を考慮したうえで、平面表示と立体表示を使い分ける。
- ・県道との離隔が少ない範囲については舗装面による土塁跡の平面表示とする。
- ・県道南側における土塁の立体表示は、発掘調査の成果を基に復元する。
- ・県道北側における土塁は現在滅失しているが、県道南側の調査成果を基に復元する。この際、立体表示部は多目的広場の利便性も考慮して、南半分はキャノピー（屋根）を用いてかつての高さを表示するにとどめ、北半分の西大手に近接する付近では土塁本来の形状を立体表示にすることを検討する。
- ・西外堀の復元は西隣に住宅地が広がっているため、全面的ではなく、場所を限定して実施する。ただし、復元の範囲は外堀越しの眺望に配慮したものとする。
- ・西外堀には湧水地点が多く、現在も県道へ水が流出することがあるため、6-3節に示した防災計画に基づき、外堀に水を落とし込むなどの対策を施す。
- ・西大手は現在の管理用道路と重複した位置に存在するが、整備に際しては管理用道路の下を発掘調査して、西大手の位置の特定を試みる。遺構が残存していた場合は、き損等が生じないよう整備方法を工夫する。

【活用のための広場整備】

- ・三ノ丸内部はかつての曲輪の内部をイメージさせるとともに、幅広い活用が図れるよう、アースカラーのブロック系舗装等も選択肢に含めた土色での整備とする。この際、二ノ丸虎口と一体的な空間となるよう工夫する。残置される管理用道路は舗装の色を変えて視覚的に違いを明確にして、復元園路と誤認されないよう配慮する。
- ・三ノ丸内のハード舗装は、三ノ丸の整備に伴って現在の管理用道路の一部を廃止とすることから、緊急車両等の通行に耐えうるものとする。
- ・復元する西外堀よりも外の範囲は城内と城外と区分するため、芝生等の整備とする。
- ・多目的広場内を周遊できるような園路整備を工夫する。
- ・多目的広場には、史跡の理解に資する史跡総合説明板や注意喚起サイン、史跡全体模型等のガイダンス機能を設置する。またその位置は県道北側の土塁表示と一体的な空間となるよう設計する。
- ・視点場にはベンチや植栽を設置し、来訪者が広場からの風景を楽しみながら落ち着いて過ごせる滞在空間となるよう検討する。
- ・広場にはトイレ等の便益施設の設置を検討する。設置箇所は利便性を考慮して、広場に近接する地点を検討するものとするが、眺望等の阻害とならないよう工夫する。
- ・完成時には、ガイダンス施設が史跡指定地外に整備されることも加味した動線計画とする。



多目的広場整備予定地の現況（左：南から 右：北から）



多目的広場整備予定地からの富士山方面への眺望



多目的広場予定地の現在の利用状況

多目的広場整備予定地



第 6-32 図 ガイダンス機能を有した多目的広場整備予定平面図（第 1 期整備完了段階）



第 6-33 図 ガイダンス機能を有した多目的広場整備予定平面図（第 4 期整備完了段階）



土塁立体復元・休憩施設設置の例
湯築城跡 愛媛県松山市



平面表示整備の例



キャノピー（屋根）整備の例
沖縄県うるま市 勝連城跡ガイダンス周辺



アースカラーのブロック系整備の例



史跡長浜城跡 立体模型（陶板製模型）
沼津市

多目的広場周辺に設置される施設に関する事例

(7) ガイダンス施設・駐車場

【ガイダンス施設】

- ・史跡外に設置し、総合ガイド機能を持つ建築物もしくは最低限の機能を有した施設を検討する。
- ・運営形式（有人・無人）は地域住民との協議で決定するが、無人の場合、防犯上の理由から、施設における出土遺物等の常設展示は基本的に行わない。
- ・販売等施設は史跡整備のあり方に合致するのかを踏まえ、設置にあたっては各種補助金等の活用も検討する。

【駐車場】

- ・他の史跡や公園の利用状況に基づき、適切な規模を決定するが、大型バス3台以上のスペースを確保する。
- ・近隣文化財へのアクセスにも対応できるよう、駐車場には駐輪場などの施設も併設する。
- ・駐車場整備は第4期を予定しているため、それまでは現在の暫定駐車場の利用を継続する。

第6-7表 ガイダンス施設・駐車場に必要となる機能

種別	機能
展示パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡に関わる総合的な解説 ・駿河国東部の戦国時代概説 ・原や浮島地区の歴史ガイド ・地域の産業や観光事業と連携した情報発信
模型	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡全体を俯瞰したり、過去の浮島沼の環境を思い起こせるジオラマなど
映像	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の解説動画
印刷物等配布場所 売店	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する印刷物等を配布する情報発信コーナー ・続日本100名城スタンプ ・関連する書籍や関連グッズの販売 ・地域の特産物など
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡内に設置されたものよりも利便性の高いトイレ（ユニバーサルトイレ）
休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩場所
管理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者及び案内ガイドの待機場所 / 受付場所 ・掃除道具等を収納する倉庫機能
体験設備	<ul style="list-style-type: none"> ・浮島沼の植生を見学できるエリア ・簡単な講座室 ・浮島地区の民俗資料を踏まえた農業体験など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場 ・レンタサイクル設備



史跡松本城 管理事務所
(便益施設併設) 長野県松本市



史跡諏訪原城跡 管理施設
島田市



史跡諏訪原城跡 駐車場・トイレ
島田市



重要文化財江川家住宅
管理施設・駐車場 伊豆の国市



史跡松代城跡
管理事務所・トイレ 長野県長野市
ガイダンス施設・駐車場事例



史跡高天神城跡 駐車場
掛川市



史跡山中城跡 駐車場
三島市



史跡岩櫃城跡 駐車場
群馬県東吾妻町



史跡石垣山 トイレ・駐車場
神奈川県小田原市



特別史跡登呂遺跡跡
ガイダンス施設 (トイレ併設・屋上に展望機能)
静岡市



史跡安満遺跡
ガイダンス施設 (売店・展望・展示機能併設)
大阪府高槻市

ガイダンス施設・駐車場事例

(8) 市内の文化財との連携

1) 沼津市文化財保存活用地域計画における「興国寺城跡・白隠の里周辺」

第2章 28・29頁に記したとおり、沼津市文化財保存活用地域計画において、特に文化財等が集中する浮島地区に原・愛鷹の一部を加えた地域を「興国寺城跡・白隠の里周辺 ～東西を結ぶ道の集中地帯」として位置づけている。なかでも興国寺城跡は本地域の戦略的歴史文化資産として中心的な文化財に位置づけられ、愛鷹山麓の先史時代の遺跡、東海道と原宿・白隠禅師ゆかりの文化財等と一体的な活用を図ることとしている。また中世では阿野庄と呼ばれた地域の東端に位置することから、富士市と地理的環境や歴史的環境に共通点も多く存在する。このため市域を越えた活用を図る。

2) 文化財保存活用区域「興国寺城跡・白隠の里周辺」の計画概要

文化財保存活用地域計画は令和14年度までを事業期間として、本地域の文化財に対し、歴史文化資産を把握する【調査】、歴史文化資産を守る【保存】、歴史文化資産を磨く【活用】、地域総がかりで取り組む【連携】の4項目について、それぞれ現状と課題、方針、措置を示している。

このうち主な措置として

【調査】「興国寺城跡の調査」

【保存】「有形文化財・民俗文化財の収集・保存」

【活用】「興国寺城跡の整備」「興国寺城跡の整備状況の情報発信」「歴史文化資産の情報のデジタル化・発信」「地域の企画展示」「文化財まちあるきマップの活用」「歴史文化資産の見学コースの設定・環境整備」「商業施設などでの情報発信強化」「帯笑園の活用」

【連携】「記念物などの維持管理」「地元団体などの活動支援」「他自治体との連携」

掲げている。このため、興国寺城跡のガイダンス機能には、こうした歴史文化資産を結びつけた活用が図れるよう、広域な視点を持って提示する。また市ホームページを充実させるとともに、マップやパンフレット、ガイドブックなどを発行し、出土遺物が展示されている文化財センター（沼津市志下）への誘導を図る。

(9) 沼津市内外に所在する城郭との連携

第2章 2-3(2)に示したように県内および近隣県等には国史跡に指定されている城郭を始めとして、興国寺城跡に関連する城郭等が多数存在する。整備では沼津市内に限らず、周辺市町の城郭とも積極的に連携し、周辺の城郭分布図、パンフレット置き場の設置等、相互案内できるような整備を検討する。



長浜城跡（沼津市）



浜松城跡（浜松市）

6-6 先端技術による文化財活用・整備

(1) 先端技術の活用・整備の方針

これまで示したように、興国寺城跡の調査成果全てを現地に表示させることは不可能である。史跡の理解においても複数時期の遺構を並列させたり、当時の姿が不明確な建造物の復元を行ったりする整備は来訪者の誤解を生む行為であることから、興国寺城跡では極力採用しない方針とした。また解説サインは盤面の制限から情報を限定しなければならないという現実がある。

しかし先端技術（ここでは文化庁地域文化創生本部が発行している『先端技術による文化財活用ハンドブック』に従い、情報加工や情報伝達の場面で今までになかったような情報との接点を演出する技術のことを指す）を用いることで、これまで物理的に制限されてきた情報の公開についてより幅広く、かつより詳細に伝えることが可能になる。また、こうしたデジタルデータの整備は、これまで研究者や地域住民に限られていた資料もインターネット等を通じて誰でもどこからでも閲覧可能になる。

興国寺城跡の整備を契機に、現在も推進中である文化財デジタル情報の整備を行い、来訪者のより深い理解につなげるだけでなく、史跡見学が困難な方や点在する史跡や関連する城郭をつなげる取り組みを実施する。

(2) 整備に関わる先端技術の例

『先端技術による文化財活用ハンドブック』では史跡に活用可能な先端技術として以下のものが示されているため、引用する。また各地における近年の採用事例を示す。

- ① VR：Virtual Reality の略で「仮想現実（感）」または「人工現実（感）」と訳される。コンピュータ上に写真やCGなどで人工的な環境（仮想世界）を作り出し、あたかも自分がその場にいるような感覚を体験できる。

整備事例) 岐阜城今昔 VR（メタバース岐阜城）（岐阜県岐阜市）、
今、よみがえる高天神城（静岡県掛川市）
平泉タイムスコープ（岩手県平泉町） など

- ② AR：Augmented Reality の略で「拡張現実（感）」と訳される。現実の風景にコンピュータ上で生成した情報を重ね合わせることで、現実世界を拡張する技術である。見ているものに情報を効果的に付加できるため、過去の景色との比較や字幕ガイドなどの活用が可能。

整備事例) YAMATO 桜井周遊 AR ガイド（奈良県桜井市）
小田原合戦 AR アニメーション（神奈川県小田原市）

- ③ 高精細デジタル・アーカイブ&高精細レプリカ

：史跡以外にも歴史的価値の高い美術工芸品などの文化財を、本物さながらに高精細なデジタルデータとして記録・保管することで、劣化・風化から守りつつ文化財の復元・再現やVR・ARなどにも活用可能。併せてレプリカを作製することで、本物を遠巻きに鑑賞する以上に質感や意匠など多くの情報を提供できる。

整備事例) 3DDBViewer（奈良文化財研究所・産業技術総合研究所）
LEGA-SHIZU × 3D（静岡県）



岐阜城今昔 VR 現地設置看板



YAMATO 桜井周遊 AR ガイド



平泉タイムスコープ（公式 HP）



今、よみがえる高天神城（公式 HP）



3D DB Viewer

デジタル技術を利用した遺構表示事例